

# 定 款

日 本 精 線 株 式 会 社

# 日本精線株式会社定款

## 第1章 総 則

- 第1条 (商号) 当社は日本精線株式会社と称し英文ではNippon Seisen Co., Ltd.と称する。
- 第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ステンレス鋼線・帯鋼の製造加工ならびに販売
  2. その他金属線・帯鋼の製造加工ならびに販売
  3. 溶接棒の製造ならびに販売
  4. 金属繊維の製造加工ならびに販売
  5. ダイヤモンド工具・超硬工具の製作加工修理ならびに販売
  6. 医科用・歯科用医療機器の製造ならびに販売
  7. 粉末冶金による各種機械部品の製造ならびに販売
  8. 前各号に付帯する一切の業務
- 第3条 (本店の所在地) 当社は本店を大阪市に置く。
- 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
  2. 監査役
  3. 監査役会
  4. 会計監査人
- 第5条 (公告方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

- 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億2,500万株とする。
- 第7条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。
- 第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- 第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
- 第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

- 第12条 (招集) 当社の株主総会は定時および臨時の2種とし、定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
- 株主総会は、大阪府大阪市または大阪府枚方市においてこれを開催する。
- 第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第14条 (議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは取締役会であらかじめ定めた順序によって他の取締役がこれに代る。
- 第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
- 第17条 (延会および会場の変更) 株主総会の議長は株主総会の決議により株主総会を延引し、続行し、または会場の変更をすることができる。
- 第18条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第19条 (議事録) 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

- 第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- 第21条 (取締役の員数) 当社の取締役は3名以上とする。

- 第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 第23条 (役付取締役) 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
- 第24条 (代表取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって前条の取締役の中から選定する。
- 第25条 (相談役および顧問) 取締役会は、その決議により相談役および顧問を置くことができる。
- 第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
- 第27条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 第28条 (取締役会の招集および細則) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役会の細目についての規定は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- 第29条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。
- 第30条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第31条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

- 第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第33条 (監査役の数) 当会社の監査役は3名以上とする。
- 第34条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第35条 (常勤監査役) 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。
- 第36条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第37条 (監査役会の招集および細則) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役会の細目についての規定は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
- 第38条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第39条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第40条 (監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

- 第41条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- 第42条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。前項の株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

- 第43条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第44条 (剰余金配当の基準日) 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第45条 (中間配当の基準日) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
- 第46条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和26年6月	制定
昭和36年10月	改定
昭和39年1月	改定
昭和44年7月	改定
昭和45年7月	改定
昭和46年7月	改定
昭和50年1月	改定
昭和55年8月	改定
昭和57年8月	改定
昭和62年8月	改定
平成3年8月	改定
平成6年6月	改定
平成11年6月	改定
平成14年6月	改定
平成15年6月	改定
平成16年6月	改定
平成18年6月	改定
平成21年6月	改定
平成22年1月	附則削除
平成27年6月	改定
平成29年6月	改定
平成29年10月	附則削除
2022年6月	改定
2024年4月	改定
2024年4月	附則削除